

平成24年度 第1回 尾道市公立大学法人評価委員会 議事要旨

日時：平成24年4月27日（金）15時30分～17時00分

場所：尾道市役所4階 市長応接室

- 議事：1 平成23年度第3回尾道市公立大学法人評価委員会議事要旨について
2 公立大学法人尾道市立大学業務方法書(案)について
3 公立大学法人尾道市立大学役員報酬等基準(案)について
4 公立大学法人尾道市立大学中期計画(案)について
5 その他

1 平成23年度第3回尾道市公立大学法人評価委員会議事要旨について

第3回評価委員会議事要旨について事務局が説明を行い、審議の結果、全員一致で原案どおり承認することとし、速やかに公開することとした。

2 公立大学法人尾道市立大学業務方法書(案)について

事務局より、前回の会議での指摘に基づき、第2条中の「中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき」とした部分を「中期目標に基づき」に変更したことの説明を行い、審議の結果、業務方法書（案）は原案のとおり定めることが適当である旨の議決がなされた。

3 公立大学法人尾道市立大学役員報酬等基準(案)について

事務局より、尾道市の制度変更に伴い、前回の会議で提案した役員報酬等基準のうち、給料、期末手当及び役員手当を1.5%減額したこと、及び前回の会議で「退職手当について、支給率に基づき算出した金額と比べて調整額が高すぎる」との指摘があったが、次の理由により変更は行わなかったことの説明を行った。

- ・この制度は、尾道市職員退職手当制度と同一であり、特段の目的を持って作成したものではないこと。
- ・当面、この制度による退職手当の支給が見込まれる役員は、法人化されなければ同一の算定方法による尾道市職員退職手当が支給されたはずであり、法人化にあたっては大きな待遇の変化を生じさせないことを基本に制度設計を行ってきたこと。

審議の結果、今回通知を受けた役員報酬等基準は、社会一般の情勢に適合したものであると認める旨の議決がなされた。

4 公立大学法人尾道市立大学中期計画(案)について

事務局より、今回の提案で新たに加わった第10から第14までの項目、前回の会議での指摘に基づき変更を行った事項及び法人において変更を行った事項について説明を行った後に、委員から次の意見が出された。

(委員) 「第10 予算、収支計画及び資金計画」において受託研究及び寄付金に係る収支が計上されておらず、「第7 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」中の「(1) 外部資金等の獲得」に掲げられた計画と整合性がとれていない。産学官の動きを推進し、外部資金の獲得に向けて努力していただく必要があり、この数字が「0」で良いということではないことを法人に伝えてもらいたい。

(委員) 第4 - 3 - (2) - で「奨学金等の周知に加え、独自の就学支援を行う」とするなど、予算が必要な計画がいくつか掲げられているが、予備費が必要なのではないか。

(事務局) 予算が大きな括りで作成されており、その中でそれぞれの事業に予算が振り分けられているが、新たな試みをする場合は、全体の中から捻出することになると考えている。

(委員) 年度計画ではもっと詳細な予算が出ることになるのか。

(事務局) 年度計画に掲載される予算も中期計画と同程度のものになるので、年度計画を提出する際には、各委員へは詳しい予算を添付させていただく。

(委員) 第5 - 1 - (1) - の「市内諸団体等の取組を支援する」とした部分は、前回の会議で「連携を強化する」とした方がよいと議論になったと思うが。

(事務局) 全体の中では連携・協働を図るが、この計画の中では「連携」よりも「支援」の方が実態に合うと考え、変更しなかった。

(委員) 計画の実施に予算が伴うものがあるが、中期計画の予算額が非常に小さいことから、必要な予算措置ができているのかが見えてこない。詳細な予算があれば、そういった部分も見えてくるかもしれないので、市として必要な支援は行っていることを市民に示すためにも適切な情報提供を行う必要があると考える。

審議の結果、中期計画(案)については原案のとおり定めることが適当であるが、予算、収支計画及び資金計画に受託研究及び寄付金に係る収支を掲載すべきことを意見として付す旨の議決がなされた。

5 その他

- (1) 平成24年度入学試験結果について、前年に比べ志願者数が大幅に増加したことを説明した。
- (2) 次回会議は、8月後半に開催する予定とし、期日は日程調整の上、決定することとした。